

有料老人ホームでの防火安全対策について

- 1 社会福祉施設の火災事例について
- 2 消防法施行令の一部改正について
- 3 県内の社会福祉施設の状況について
- 4 消防訓練について

平成24年12月
大分県生活環境部消防保安室

1-1 過去の主な社会福祉施設の火災

発生年等	施設、死傷者等
昭和62年6月6日 東京都村山市	特別養護老人ホーム「松寿園」 死者17名 負傷者25名
平成18年1月8日 長崎県大村市	認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里」 死者7名 負傷者3名
平成20年6月2日 神奈川県綾瀬市	知的障害者施設「ハイムひまわり」 死者3名 負傷者1名
平成20年11月13日 仙台市若林区	老人福祉施設「六郷の杜」 負傷者33名
平成21年3月19日 群馬県渋川市	有料老人ホーム静養ホーム「たまゆら」(未届) 死者10名 負傷者1名
平成22年3月13日 札幌市北区	認知症高齢者グループホーム「みらいとんでん」 死者7名 負傷者2名

1-2 平成18年1月8日長崎県大村市で発生した認知症高齢者グループホームの火災について



1-3 火災概要

- 場所:長崎県大村市「やすらぎの里」
- 死傷者:死者7名、負傷者3名
- 消防用設備等:消火器、誘導灯
- 出火場所:共用室居間のソファ付近
- 出火原因:ライターによる着火の可能性が高い。
- 火災確認:仮眠中の職員が「パチパチ」という音に気付き、共用室へ行くとソファ等が燃えており、炎は天井まで届き、横に広がっていた。
- 初期消火・・・消火器で行ったが失敗、断念
- 119番通報・・・携帯電話により110番通報
- 避難誘導・・・未実施

2-1 有料老人ホームの消防法上の防火対象物の用途区分

長崎県大村市のグループホーム火災を受け、平成19年6月消防法施行令が一部改正となり、[平成21年4月1日に施行](#)。

有料老人ホームは、防火対象物の用途を消防法施行令別表第一(6)項口であったが、改正後は、下記の用途区分に分類。

消防法施行令別表第一

(6) 項口・・・主として要介護状態にある者を入居させるもの
(例：養護老人ホーム等)

(6) 項ハ・・・主として要介護状態にある者を入居させるものを除く
(例：老人デイサービスセンター等)

2-2 防火管理者の選任等について

消防法施行令の一部改正により平成21年4月1日から防火管理者の選任が必要となる基準が下記のように変更になりました。また、防火管理者は、日常の火気管理の徹底、消防用設備の点検整備、消火訓練や避難訓練の実施及び消防計画の作成及び届出などの業務を行う必要があります。

防火管理者の選任が必要となる基準(令別表一(6)項口)


収容人員が30名以上  改正後 10名以上

{※収容人員(規則第1条の3)=入所者と従業員を合算した人数}

※ 令別表一(6)項ハの用途の施設は、30名以上

2-3 (6) 項口の消防用設備等の設置について

設置義務の基準(令別表第一(6)項口)

- | | | |
|---|---|-----------------------------|
| ・ 自動火災報知設備
延べ面積 300m² 以上の施設 |  | すべての施設 |
| ・ 火災通報装置
延べ面積 500m² 以上の施設 | | すべての施設 |
| ・ スプリンクラー設備
延べ面積 1000 m² 以上の施設 | | 275 m² 以上 |
| ・ 消火器具
延べ面積 150m² 以上の施設 | | すべての施設 |
| | | |

※消防用設備は年1回の点検報告が必要です。

但し、スプリンクラー設備は、建物の位置、構造等で設置が免除される場合があります。

2-4 (6) 項ハの消防用設備等の設置について

設置義務の基準(令別表第一(6)項ハ)

- ・ 自動火災報知設備
延べ面積**300m²**以上の施設
- ・ 火災通報装置
延べ面積**500m²**以上の施設
- ・ スプリンクラー設備
延べ面積**3000 m²**以上の施設
- ・ 消火器具
延べ面積**150m²**以上の施設

※消防用設備は年1回の点検報告が必要です。

3 大分県内で発生した社会福祉施設の火災

- 平成18年から平成23年までの6年間で
3件の火災が発生。
(3件ともぼやでけが人はなし)

(原因内訳)

- 放火と推定される火災が
1件
- 電気機器が原因の火災が
2件



4-1 消防訓練について

- ・防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。
- ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、あらかじめその旨を消防機関に通報しなければならない。
(消防法施行規則第3条10項及び11項)



4-2 消防訓練の流れについて

- 1 火災の覚知
- 2 火災室からの避難
- 3 初期消火の実施と戸の閉鎖
- 4 避難介助
- 5 消防機関への通報
- 6 他の入居者の確認
- 7 消防機関への情報提供



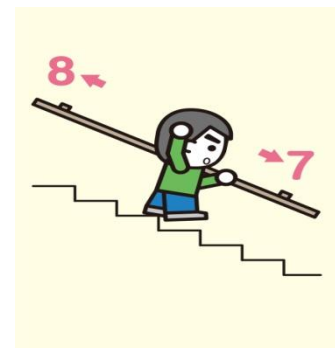
4-3 火災の覚知と火災室からの避難について

1 火災の覚知

- ・現場の確認



- ・消火器を持って確認に行く。
- ・周りに大声で知らせる。



2 火災室からの避難

- ・火災室付近の入居者の移動



- ・自力で移動できない人は、廊下やバルコニーへ誘導する。
- ・自力で移動できる人には、大声「火事だ」と叫びながら避難するようお願いする(協力を仰ぐ)。

4-4 初期消火の実施と戸の閉鎖及び避難介助

3 初期消火の実施と戸の閉鎖



- ・火が天井に届いてなければ、消火器を使用して初期消火の実施。
- ・もし、火が天井に届いていたら、火の進行遅らせるため火災室付近の戸を閉める。

4 避難介助



- ・廊下やバルコニーへ一旦避難させた方を腕で支えたり、車いす等を利用して屋外へ誘導する。



4-5 消防機関への通報及び他の入居者の確認

5 消防機関への通報

- ・①火事か救急か、②住所、③どこが燃えているか、④目標となる物、⑤通報者の名前・住所を伝える。

6 他の入居者の確認

- ・避難できていない他の入居者がいないか確認する。
- ・その際、「火事だ、〇〇を通過して外へ避難してください」と叫びながら、部屋を見て回る。



4-6 消防機関への情報提供

7 消防機関への情報提供

↳ ・分かる範囲で以下の内容を伝える。

- ・逃げ遅れた入居者・けが人の有無
- ・火災発生箇所・火災発生状況(何が燃えているか)
- ・屋外への避難状況
- ・施設利用者の名簿……………etc

状況は？



消防用設備の設置基準の詳細や具体的な設置方法、適正な点検や点検結果報告、消防訓練については、建物の所在地を所管する

消防本部にお問い合わせください。



＜参考＞平成21年3月19日群馬県渋川市で発生した 有料老人ホームの火災について



概要

場所:群馬県渋川市 静養ホーム たまゆら

用途:令別表第一 (6)項口

建物:木造平屋建て(本館、別館1、別館2)

①本館:118.41m²

②別館1:188.81m²

③別館2:80.68m²

人的被害:死者10名、負傷者1名

火災原因:調査中

(消防用設備等の設置状況)

消火器

※自動火災報知設備、火災報知設備は未設置

(防火管理の状況)

防火管理者:選任済み

消防計画:作成済み

＜参考＞平成22年3月13日未明に発生した札幌市グループホーム火災について



概要

場所: 札幌市北区屯田 グループホームみらいとんでん

用途: 令別表第一(6)項口(認知症高齢者グループホーム)

建物: 木造二階建て 248.43m²

人的被害: 死者7名、負傷者2名

火災原因: 1階食堂のストーブ付近から出火

(消防用設備等の設置状況)

消火器具、住宅用火災警報器(非連動型)

※自動火災報知設備、火災通報装置は未設置

(防火管理の状況)

防火管理者: 選任済み

消防計画: 未届け